

■四ツ谷のげんばから■

「相手方の弁護士との話し合い」 自分でやるのは心細いですよね・・・

女性相談員さんから、お電話をいただきました。

- ・ Aさんが、交際相手に別れ話を持ちかけたところ、交際相手は「絶対に別れたくない」の一点張り。別れたくない旨のメールを毎日100通近く送ってくるそうです。
- ・ Aさんは怖くなり、警察に相談し、警告を出してもらいました。
- ・ しかし、その後も交際相手からのメールは止まず。遂に、交際相手は逮捕されました。
- ・ 警察から「10日後には出てくるかもしれないから、逃げた方がいい」と言われたけど、Aさんは住み慣れたこの家から出たくない様子。
- ・ 数日後、突然交際相手の弁護人から手紙が届いてビックリ。戸惑っている様子です。

ホットライン担当の弁護士は、Aさんのようにストーカー被害を受けているケースでは、経済的に余裕がない場合でも、相手方から持ちかけられた示談申入れについて、弁護士が代理して示談交渉を行うことができる制度（※2）を使える可能性があることを伝えました。それと併せて、法テラスの犯罪被害者支援ダイヤル（0570-079714）を案内しました。

Aさんは、法テラスの犯罪被害者支援ダイヤルに電話をし、犯罪被害者支援に理解のあるB弁護士を紹介してもらいました。Aさんは、どのような約束をしてもらえれば安心できるか、B弁護士と一緒にじっくり考えました。そして、B弁護士と交際相手の弁護人との間で、Aさんが安心できる内容の約束を交わすことができました。

Aさんは、今では安心して生活できているとのことでした。

※ このお話は実例を参考にしたフィクションです。

※2 日弁連法律援助事業「犯罪被害者法律援助」

■ホットラインご利用のご案内■



当事務所では、常勤弁護士が福祉・医療関係のお仕事をされている方々に¹電話情報提供サービスを行っています。ご本人を支援する業務のなかでお悩みのこと²がございましたら、ぜひご利用ください（ご担当ケースにおけるご本人のお名前等をお話いただく必要はございませんので、まずはお気軽にお問い合わせください。）。

- ご利用時間帯 平日 10:00～17:00
- お問い合わせ先電話番号 **0503383-0202**
- よくあるお問合せ 成年後見制度、相続・遺言、債務整理、生活困窮、離婚、賃貸借トラブル、消費者被害、法テラス利用方法など³

¹ 支援を受けておられるご本人からの直接のお電話には対応できません。ご本人からの直接のご相談につきましては、法テラス地方事務所にてご予約を承ります。お近くの法テラス地方事務所をお探しの場合は <http://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/index.html> をご参照ください。

² 最終的にはご本人（被支援者様）のために、そのお悩みについて解決の道筋をつけることが目的です。支援者様や支援者様が所属する機関・団体の法務につきましては対応できませんので、予めご了承ください。

³ ここに掲げたもの以外のお悩みでも、ご遠慮なくお問い合わせください。